

第3回自転車の交通ルールの徹底方策に関する懇談会議事概要

- 1 日時
平成24年12月4日（火） 午後4時30分から午後5時40分までの間
- 2 場所
警察庁第7会議室（中央省庁合同庁舎2号館地下1階）
- 3 議事概要

事務局説明

自由討議

委員： 「はじめに」及び「第1 現在の情勢と自転車に係る取組」について、御意見を頂戴したい。資料3-2の送致人数について、これを「第1 現在の情勢と自転車に係る取組」に入れるという考えはあるのか。

委員： 資料3-2の送致人数については、7頁の検挙件数のグラフの後等に入れるべきではないか。多くの道路交通法違反よりも罰則が重い、重過失致死等の刑法犯として送致される可能性があるという意味では本文に入れることが重要ではないか。

事務局： 御指摘の資料を入れることについては前向きに検討したいが、入れる位置については、4頁の自転車乗用中の交通事故の発生状況に関する部分に入れる方が文脈に合っているのではないか。

委員： 重過失致死等の刑法犯の送致人数のデータがあるというこ

とが重要なので、入れる位置については、文脈に合う場所で構わない。

事務局： 資料3 - 2の送致人数については、本年の4月から6月の間の交通事故について特別に調査したものであり、また、自転車による過失致死傷罪及び重過失致死傷罪で送致した人数は最近の統計しかないため、平成16年からデータがある7頁の検挙件数とは集計年数が異なる。送致した人数としては把握しているので、4頁又は7頁のどちらに入れるのがいいのかは検討したい。

委員： 送致人数については、本文に入れる方向で検討してもらいたい。

続いて、「第2 対象者に応じた体系的な自転車安全教育の在り方」について、御意見を頂戴したい。

委員： 11頁の「(3) 自転車安全教育への参加促進のための方策」について、「繰り返し教育を受けさせるようにするため」とあるが、「繰り返し」という言葉では負担を感じさせてしまうのではないか。例えば、「一度教育を受けたらそれでいいというわけではない」という意味合いを持たせて、「定期的に教育を受けられるようにするため」とした方がいいと思う。

委員： 異論がないようなので、そのように修正していただきたい。

委員： 14頁について、教材を一般財団法人日本交通安全教育普及協会のホームページからダウンロードできるとあるが、自治会や町会が自主的に教育をする際に、そのホームページにたどり着けない可能性があるのではないか。警察のホームページからリンクを貼るなどして、一般の人が教材を入手しやすいようにすべきではないか。

事務局： 警察庁のホームページにおいて、リンクを貼って当該教材がダウンロードできるようにしている。都道府県警察においても、一部ではリンクを貼っているようなので、全国的に広まるよう指導していきたい。

委員： 教材についての提案だが、一部の県やニューヨーク等で実施されているものとして、自転車を利用するときに見る地図である自転車マップに交通ルールを記載してもらい、交通ルールを目にする機会を増やすことも有効ではないか。入れる場所として、12頁の「ウ 各種機会を利用したチラシ、ポスター等の利用による広報啓発」としてはいかがか。

委員： 御指摘の案については、一部で既に実施されているということであるから、資料1の事例に入れてもらうというようなことはできるか。

事務局： 事例として追加したいと思う。12頁とするかどうかは検討したい。

委員： 例えば、ニューヨークの自転車の地図については、「Law」と「Tips」が分けて記載されている。「Law」は、「夜間は灯火をつけなければならない」という法律・ルールについて記載している。また、「他の自動車に迷惑を掛けないように～すべきもの」というものがマナーであるが、「Tips」は「夜間どのような服装をしたらいいか」というノウハウについて書いている。このように、ルール、マナー、ノウハウのような段階に分けるべきではないか。もっとも、今回厳格に区別して入れることは難しいと思うので、今後の課題としてほしい。

委員： 大変大事な御指摘ではあるが、今回の提言に厳格に区別して入れることは難しいので、今後の大事な課題として受け止めたい。

委員： 次に「第3 自転車の交通ルールの徹底のための指導取締りの在り方」及び「おわりに」について御意見を頂戴したい。

委員： 「おわりに」について、このままではさらりと読まれてしまうおそれがあるので、「おわりに」の中に課題という言葉を入れていただきたい。

事務局： 「おわりに」の3段落目は、今後の課題を書いている場所

なので、ここに入れるのはいかがか。

委員： 「おわりに」の中に課題という言葉が入ればいい。

委員： 「おわりに」の中で、「自転車以外の交通主体への教育に関する施策を検討・実施する」としているが、今まであまり検討していないように思うので、唐突な印象がある。

事務局： 御指摘の点については、10頁の「キ 警察による免許証更新者への自転車安全教育」において、自転車対自動車の事故が自転車事故の約8割を占めているということを踏まえ、更新時講習において、自動車等の運転者に対し、自転車事故防止に係る教育を実施することが適当であるとしている部分で述べていると考えている。

委員： 更新時講習に加えて、トラックやバスの業界団体における講習の中でも、自転車事故防止に係る教育をすることが必要ではないか。自転車は車両の中では弱者であり、大きな車両であるトラックやバスは自転車にとって脅威であるため、今後の課題として考えてほしい。

委員： 安全運転管理者に対する講習の中で自転車安全教育を行うことも可能なのではないか。

委員： 「オ ルール違反者に対する自転車安全教育の機会の提供」について、ルールを徹底させることは当然必要であるが、どの世界においてもやや悪質性のある違反者はいる。自転車については、そのような悪質性のあるルール違反者は自らは講習に参加しないという問題がある。

今までルールを知らなかった人がルールを知るようになり、ルールを知っている人が増えるということが大きな第一歩であり、さらに、より安全を確保するため、積極的に周りの人にルールを守るように働きかけを行ってくれる人を増やしていくことも必要である。

委員： 「オ ルール違反者に対する自転車安全教育の機会の提供」における専門の講習について、単にルールを教えるだけ

のものだと普通の講習と変わらないので、例えば、規範を守らない心理状態に着目して、それを改善させるような専門の講習とするのはいかがか。

委員： 今回が最後の懇談会であるが、今回の議論を踏まえ各委員の御意見を反映したものを再度各委員に照会した上で、提言をまとめることとしたい。

(以上)